

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。  
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

平成 19 年（ネ）第 1 8 5 号 損害賠償等控訴事件

（原審：東京地方裁判所平成 18 年（ワ）第 7583 号 損害賠償等請求事件）

### 甲号証証拠説明書（4）

平成 19 年 4 月 日

東京高等裁判所民事 1 9 部 御中

控 訴 人 戸 崎 貴 裕 印

番号	提出		立証趣旨等		
	期日	標目	作成者 (記録者)	作成または 記録年月日 (全て平成)	立証趣旨
甲 37	第 1 回	(株式会社 A)との 休職合意時会話反 訳書	控訴人（記録 者）	17 年 3 月 16 日	準備書面(4)第 3 の 4 で述べた通り、本 件拉致以前、(株 式会社 A) (人事部 (U 氏) 及び (S 氏)) と の間で、控訴人が、 問題解決後の復職 を目標とし、自己都 合休職するとの合 意を得た事実を立 証する。同時に、被 控訴人らの主張す るように当時控訴 人が「見えない組織 に狙われている」な どと述べ判断能力 の無い状態であっ たとしたら、このよ うな会話の成立す るはずがないこと

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。  
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

					を立証する。
甲 38	第 1 回	警視庁にて相談時の音声反訳書	控訴人（記録者）	17 年 3 月 18 日 及び 22 日	準備書面(4)第 3 の 4 で述べた通り、警視庁にて相談（平成 17 年 3 月 18 日に千葉氏，及び 22 日に菅谷氏。）を行った事実を立証する。同時に，被控訴人らの主張するように当時控訴人が「見えない組織に狙われている」などと述べ判断能力の無い状態であったとしたら，このような相談会話の成立するはずがないことを立証する。
甲 39	第 1 回	甲 37 及び 37 実音声（CD-ROM）	控訴人（記録者）	甲 37 及び 38 に同じ。	甲 37 及び 38 に同じ。

以 上